公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員 の 議員報酬額 費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例

の一部を改正する条例

1 議員報酬の減額

基礎となる議員報酬 員報酬の 平成三十一 額を次のとおり 年四月三十 \mathcal{O} 月額 減額することとした。 日 は、 から平成三十二年三月三十 減額前 の額とすることとした。 ただし、 日まで 期末手当 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 額 に の算出 お る \mathcal{O}

(1) 議 長

月額 九十六万五千円 → 月額 八十六万円

(2) 副議長

月額 八十四万三千円 → 月額 七十五万円

(3) 議 員

月額 七十七万八千円 → 月額 七十万円

2 施行期日

平成三十一年四月三十日から施行することとした。

◇奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

1 目的

理念に 等に 定め することが て この 社会を実現す 部落差別に関する状況 人権の享有を保障する日本国憲法及 0 条例 県の \mathcal{O} 11 2 7 とり、 定め 責務を明ら 重要な課題であることに鑑み、 は、 現在も ることを目的 ることに 部落差別 か な より、 に お部落差別が の変化が生じ は許されな とすることとした。 及び施策を推進するため 部落差別 V て び部落差別 存在するとともに、 ŧ \mathcal{O} いることを踏まえ、 解消を推進 部落差別 のであるとの認 の解消 \mathcal{O} 解消 \mathcal{O} の推進に関 情報化 基本的 に関 識 ŧ 全て の 下 0 て な計 部 にこれを解消 \mathcal{O} \mathcal{O} 落差別 ける法 進展 基本理 国民に基本 画 \mathcal{O} 策定 念を 律 \mathcal{O} \mathcal{O} 0

基本理念

か け 別を解消 證落差別 だばなら が 全て えの \mathcal{O} る必 な の解消に関する施策は、 人を包摂 いこととした。 V 要性 個人とし に対 及び する県民 て尊重さ れ 全ての るも _ 社会 \mathcal{O} であ 県民が等 \mathcal{O} 理 の実現を基本理念とし るとの 解 を深 しく基本的 理念に 8 る よう \mathcal{O} 努 2 人権を享有する とり、 8 ることに 部落差 行わ

3 県の責務

適切な役割分担を踏まえて、 に関する施策を講ずる責務を有することとした。 県は、 2 の基本理念に \mathcal{O} 0 とり、 国及び市町村と連携を図 部落差別 \mathcal{O} 消 に関 ŋ 9 ~ 国及び 部落差別 町 \mathcal{O} 解消

4 基本計画

- (1) 知事は、 部落差別 \mathcal{O} 解消 に関する施策を推進するため \mathcal{O} 基本 的 な計 画 以
- 「基本計 画 とい . う。 を策定するものとすることと した。

次に掲げる事項に

つい

て定めることとした

部落差別 \bigcirc 解消に関する施策に つい ての基本的な方針

(2)

(1)に基づく基本計画は、

- イ 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策
- (3) 協議会の 知 事は、 意見を聴 基本計 カゝ 画 を定め なけ れ ば ょ ならな うとするときは、 11 こととした。 あら カコ U め 奈良 人権施策
- (4) 知事 は、 基本計画を定めたときは、 これを公表し な け れ んばなら な ことと
- (5) (3) 及 び (4) 基本計 画 \mathcal{O} 変更に 0 て準用することとした

5 調査の実施

- (1) 県は、 部落差別 部落差別の実態に係る調査を行うも \mathcal{O} 解消 関する施策 \mathcal{O} 実施及 てド 4 のとすることとし \mathcal{O} 基本 計 画策定の ため
- (2) 県は ないよう留意しなけれ ①の調査を実施するに当たっては、 ばならないこととした。 当該 調査 に より新たな差別が
- 6 相談体制の充実

県は 部 認差別 関する相談に的確 に応ずるため 0 制 \mathcal{O} 充実を図る Ł \mathcal{O}

することとした。

教育及び啓発

県は 部落差別を解消するため、 必要な教育及び啓発を行うも \mathcal{O} とすること

とした。

8 推進体制の充実

県は、 国及び市町村と連携し、 部落差別の解消に関する施策を推進する体制

の充実に努めるものとすることとした。

9 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、 知事が別に定めることとした。

10 施行期日

公布の日から施行することとした。